

令和2年度第6回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年9月3日(木) 午前9時30分から  
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第40号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第41号 買受適格証明願について
- 議案第42号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第43号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第44号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 議案第45号 非農地交付申請について
- 議案第46号 農地利用集積計画について

報告

- 報告第27号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第28号 現況証明願について
- 報告第29号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第30号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について
- 報告第31号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、  
5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、10番 成田 恭淑、  
12番 大竹 博久、16番 羽根田 正志

(農地利用最適化推進委員)

28番 高木 政昭、33番 新實 文夫、36番 三浦 弘正

4 欠席委員

(農業委員)

6番 神谷 六雄、9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉、13番 加藤 健一、  
14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、  
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、  
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、  
29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、34番 早川 勝英、  
35番 阿部田 光春、32番 加藤 春雄、37番 朮 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、  
主任主査 遠藤 研吾、主事 粟生 大樹  
農務課 総務係 主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は6番の神谷 六雄委員始め25名、出席は農業委員10名、推進委員3名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは2番の河内 小枝子委員と12番の大竹 博久委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第40号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：26番 調査日7月26日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請書記載事項の真否は真であります。当事者間において合意できています。受人は耕作することが確実に認められます。受人は取得後、下限面積以上耕作していると認められます。申請理由は、受人・渡人とも適当です。不耕作地について、圃場整備を行った農地の中心にあり、耕作機械を入れることのできないという理由から草刈管理のみの農地が一部あります。地域農業との関係は、調和が図られ支障ありません。効率的に耕作ができる状況であると認められます。取得後も全ての農地を耕作すると認められます。よって、調査員総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第 41 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(買受適格証明願についてについて、議案書に沿って 1 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

大竹 委員：1 番 調査日は令和 2 年 8 月 19 日です。本議案は、先ほど事務局から説明もありましたが、農地の競売が行われる土地について、農地の競売に入札する適格な買受資格者であるかを証明する「買受適格証明願」についての議案であります。競売予定の農地については、譲受人が経営規模の拡大のために自身が耕作する土地に近い農地の競売入札に参加し、農地の取得を希望するものです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸し農地が無いことを確認しています。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て、競売で落札し、農地を取得することとなった場合でも、取得農地を含めてすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後田として水稻を栽培されるとのことですが、現地の状況からみて問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第 42 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：4 番 調査日 8 月 23 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。本案件は 50 年以上前に東名高速道路が造られた際に本申請地の農地が残ってしまい、現状周りは山林に囲まれています。草刈り管理を定期的に行っていたが、今回を機に植林をし、転用

をしたいとのことです。申請地の状況は荒廃地。農地区分は第2種農地。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

5番 調査日は9月1日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は荒廃農地であり、今回農地を埋め立てし、きれいにして農業を行いたいとのことです。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第43号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って5件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

石川 委員：63番 調査日9月1日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。本議案は現在、近接地で残土処分による一時転用を行っているが、残土が予定より多く発生したため申請地を残土処分場として利用したいという申請になります。申請地の状況は荒廃地。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね1km程です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

柴田(若) 委員：64番 調査日は9月1日。この議案は、愛知県より道路改良工事を受注したが、資材置場が不足しているため申請地を一時転用し利用したいというものです。申請地は畑となっていますが、周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、

総合意見として許可と考えます。

鈴木(要) 委員：65番 調査日8月28日。この議案は、建設業を営んでいるが、現在利用している駐車場が利用できなくなるため、申請地を駐車場として利用したいという申請となります。申請地は畑となっていますが、周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

成田 委員：66番 調査日8月25日。この議案は、現在実家に家族6人で暮らしているが、結婚することになり夫婦で同居するには手狭であるため申請地に分家住宅を建築したいという申請となります。申請地は畑となっていますが、周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

三浦 委員：67番 調査日8月20日。この議案は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差がある申請地で地主との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいという申請になります。周辺地域の農家や住民への聞き取りにより一時転用による地域農業や住民への影響はないことを確認しております。また、転用後に農地として果樹栽培等に有効利用されることも確認しております。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第44号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

高木 委員：7番。調査日は令和2年8月23日。申出者及び申し出事由の生じた者は議案書に記載のとおりです。本案件は申出事由の生じた者が死亡により農業に従事できなくなったため申請されたものです。申請者に聞き取りを行ったところ申

し出事由の生じた者は 10 年以上前に肺がんの手術をされる前までは、農作業を行っていましたが、手術後は農作業を息子様に任せていましたが、農作業の指示は細かく行っていたそうです。以上から一定割合従事者に該当しておりますので、調査員総合意見としては可とします。

8 番。調査日は令和 2 年 8 月 23 日。出者及び申し出事由の生じた者は議案書に記載のとおりです。本案件は申出事由の生じた者は長年病んでおられて通院されており、今までのように農業に従事できなくなったこと、また経営主である申請者についても肺を患っており農業を行うことが難しくなったため申請されたものです。調査から一定割合従事者に該当しておりますので、調査員総合意見としては可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 45 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請ついて、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：10 番。調査年月日は 8 月 23 日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。周囲は山林であり、申請地の農地は沼地になっています。人力又は農機械等で農地に復元することは不可と考えます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可と考えます。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(挙手多数)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。次に議案第 46 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。  
次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	7 件
現況証明願について	6 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	19 件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 20 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（10番）

岡崎市農業委員会委員（11番）